【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年６月21日
【会社名】	カドカワ株式会社
【英訳名】	KADOKAWA DWANGO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　松原　眞樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見二丁目13番３号
【電話番号】	０３（３５４９）６３７０（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員　　沖野　総司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区富士見一丁目８番19号
【電話番号】	０３（３５４９）６３７０（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員　　沖野　総司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

2019年６月20日に開催された当社第５期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２に基づき、本報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

（１）株主総会が開催された年月日

2019年６月20日

（２）決議事項の内容

第１号議案　定款一部変更の件

当社と子会社である株式会社KADOKAWAとの間で、2019年７月１日を効力発生日として、当社が株式会社ビルディング・ブックセンター及び株式会社KADOKAWA KEY-PROCESSの株式の所有に係る事業を除いた株式会社KADOKAWAのすべての事業を承継する吸収分割を行い、純粋持株会社から事業持株会社に移行することに伴い、吸収分割会社である株式会社KADOKAWAの商号を承継すべく定款第１条を変更する。
加えて、事業内容の多様化に対応するため、定款第２条の目的事項を追加する。
なお、定款第１条の変更の効力発生は、吸収分割の効力発生を条件とする。

第２号議案　取締役12名選任の件

取締役として、角川歴彦、松原眞樹、井上伸一郎、関谷幸一、芳原世幸、安本洋一、川上量生、夏野剛、船津康次、星野康二、森泉知行及び髙須武男を選任する。
取締役候補者のうち、船津康次、星野康二、森泉知行及び髙須武男は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者である。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役として、渡辺彰を選任する。

第４号議案　監査役の報酬等の額の改定の件

監査役の報酬等の額を年額７千万円以内に改定する。

（３）決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、決議事項が可決されるための要件並びに決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率	決議の結果
第１号議案	488,940個	2,047個	172個	93.601%	可決
第２号議案					
角川歴彦	429,872個	61,087個	205個	82.292%	可決
松原眞樹	440,888個	50,071個	205個	84.401%	可決
井上伸一郎	485,106個	5,855個	205個	92.865%	可決
関谷幸一	485,108個	5,853個	205個	92.866%	可決
芳原世幸	465,596個	25,365個	205個	89.130%	可決
安本洋一	485,079個	5,882個	205個	92.860%	可決
川上量生	440,476個	50,485個	205個	84.322%	可決
夏野剛	472,011個	18,948個	205個	90.359%	可決
船津康次	448,247個	42,714個	205個	85.809%	可決
星野康二	448,406個	42,555個	205個	85.840%	可決
森泉知行	486,101個	4,860個	205個	93.056%	可決
髙須武男	485,149個	5,812個	205個	92.874%	可決
第３号議案	475,037個	15,946個	174個	90.939%	可決
第４号議案	481,480個	9,233個	453個	92.171%	可決

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の個数は522,364個であります。
２．第１号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上の賛成であります。
３．第２号議案及び第３号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。
４．第４号議案が可決されるための要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
５．棄権は、棄権の意思表示があったものであります。
６．賛成率は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の個数に対する比率であります。

（４）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使期限までに書面またはインターネット等により行使された議決権及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを集計した結果、議案の可決要件を満たしていることから、株主総会当日に出席した株主のうち、賛成、反対、棄権に係る確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以　上